# 平成21年3月3日

# 会議録 審査内容

# ◇会 議 録

1 日 時 平成21年3月3日

開会 15時36分 閉会 16時41分

2 場 所 役場5階会議室

3 出席委員 6名

委員長 中野敏勝

委 員 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏

永井繁樹 杉坂達男

議長 古川 稔

4 欠席委員 なし

5 傍聴者 谷口和弥

6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭

7 説明員 町長岡田和夫 副町長高橋平明 副町長遠藤清一

民生部長 新屋敷清志 福祉課長 横山義嗣

社会福祉係長 川瀬吉治 こども課長 森範康 主幹 原田雅則

児童福祉係長 亀田貴仁 保健課長 羽磨知成

介護保険係長 合田利信

8 審査事件 議案第22号 幕別町地域福祉計画策定委員会条例

議案第23号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例

議案第21号 幕別町介護保険臨時特例基金条例

議案第30号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

陳情第4号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援

予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

陳情第5号 障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書

の提出を求める陳情

9 審査結果 別 紙

10 審查内容 別 紙

(15:36 開会)

○委員長(中野敏勝) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事の進行ですが、まず、議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例の説明・質疑を行い、次に議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の説明・質疑を行い、次に議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例と議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の一括説明・質疑を行い、その後、討論といたします。議案第21号と議案第30号については関連がありますので、一括としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議なしと認めます。

それでは、議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例を議題といたします。

それでは、議案第22号の説明を求めます。

民生部長。

〇民生部長(新屋敷清志) 議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きお開きいただきたいと思います。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方につきましては、先ほどの本会議におきまして、 高橋副町長からご説明した通りでありますが、私からは、社会福祉法の趣旨なども含めましてご説明させていただきたいと思います。

一部、重複する部分もありますが、ご理解をいただきたいと思います。

地域福祉計画につきましては、社会福祉法の第3条に規定しております、福祉サービの基本的理念及び第4条に規定されております地域福祉の推進などの目的を達成するため、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に捉え、自己決定、自己実現の尊重、自律支援のなど、住民等による地域福祉推進のための参加や協力を求めながら、次に申し上げます3点を柱として計画を策定するものであります。

1点目としまして、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項についてでありますけども、地域における福祉サービスの目標の提示、福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備、要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立、サービスの評価や、サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保、サービスに結びついていない要支援者への対応などについて、計画に盛り込みます。

2点目としましては、地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項についてであります。複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興、産業促進、及びこれらと公的サービスの連携による、公私協働の実現、福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策等について計画に盛り込みます。

3点目には、地域福祉に関する活動の住民の参加に関する事項についてでありますけども、地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援、住民等による問題関心の動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進、地域福祉を推進する人材等の育成等につい

て計画に盛り込みます。

以上3点でございますけども、これにつきましては、幕別町第5期総合計画をはじめ、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画等、関連する計画との整合性を図り策定をするものであります。

なお、計画期間につきましては、平成22年度から26年度までの5年間としまして、3年で見直しをすることで考えております。

以下、条文に沿いまして内容をご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧いただきたいと思います。

先ず、第1条につきましては、設置目的を定めるもので、幕別町地域福祉計画の策定等に関し、 必要な事項を協議するため委員会を設置するとするものであります。

第2条につきましては、所掌事務を定めるもので、委員会は計画の策定に関することなどについて、調査審議することとするものであります。

第3条につきましては、組織を定めるもので、第1項では委員の人数を15人以内とし、第2項では委員の構成について、第3項では委員の任期を3年と規定するものであります。

第4条につきましては、委員長及び副委員長の設置を定め、その職務を規定するものであります。 第5条につきましては、会議規定を定めるものであります。

第6条につきましては、委員会の庶務を担当する部署を、民生部福祉課と定めるものであります。 次に第7条につきましては、委任規定であります。

附則によって本条例の施行日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願申し上げます。

○委員長(中野敏勝) 説明が終わりました。これより質疑及び意見を伺いいたします。 質疑及び意見のある方は、挙手を願います。 増田委員。

- ○委員(増田武夫) これによって、平成21年度中に福祉計画を策定するということになると思うのですが、策定にあたってですね、どういうような、住民の意向だとか、いろんなものが反映されていくことになると思うのですが、どういうような手順で、これは、選ばれた委員会の委員の人の意見も尊重されていくとは思うのですが、町としてはどういうような手順で、それが策定されていくことになるのか、今の計画といいますか、予定をお聞かせ下さい。
- ○委員長(中野敏勝) 福祉課長。
- 〇福祉課長(横山義嗣) ただ今のご質問ですが、地域福祉計画策定に係るスケジュールを申し上げます。

5月にですね、公募委員の募集をしたいと思ってます。その公募委員の決定を受けた後、その他 学識経験者、福祉、保険、医療関係者、民生児童委員、又、必要な職員等をですね、委員といたし まして、15名の体制で委員会を設置したいと考えております。

第1回の委員会の設置を7月以降というに予定しております。

その後、住民のニーズ把握のために、アンケート調査の実施を8月から10月にかけて行いたいと 思います。

その後、第2回の策定委員会を11月、第3回を1月、最終、第4回を、4回を予定しておりまして、2月に最終的に町長に答申をしていただくという形で行って行きたいと思います。

なお、アンケート調査以外にもですね、住民の意向につきましては、策定委員会の中でご協議を いただいて、どのような方法がいいか、検討してまいりたいと考えております。

- ○委員長(中野敏勝) 増田委員。
- ○委員(増田武夫) 識見を有する者、公募による者、これはそれぞれ何名を予定されておりますか。
- ○委員長(中野敏勝) 福祉課長。
- ○福祉課長(横山義嗣) 公募委員はですね、15名の約3割ということになりますので、公募委員は4名を予定しております。後、残り11名につきましては、学識経験者等々ですね、人数の割り振りをしていきたいと思いますが、今のところ細かい割り振りについては、まだ、考えておりません。
- ○委員長(中野敏勝) 増田委員。
- ○委員(増田武夫) 今までのいろんな計画を策定するときも同じようなようでやってこられたんだというふうに思うのですが、とかく、やはり、町の示すものに収斂していくというか、そういうことになりがちだと思うので、是非ともいろいろな、公募委員が4名だということでありますけども、いろんな人たちの意見がきちんと反映されていくように、このアンケートも重要だとは思うのですが、そういう方向で是非ね、頑張ってやって、いろんな意見が反映されるような姿勢を是非とっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○委員長(中野敏勝) 他にありませんでしょうか。 (なしの声あり)
- ○委員長(中野敏勝) ないようでありますので、これで、議案第22号の質疑及び意見を終了いた します。

ここで、説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

(15:46 暫時休憩)

(15:47 再開)

○委員長(中野敏勝) それでは休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは次に、議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例を議題といたします。 それでは、議案第23号の説明を求めます。

民生部長。

〇民生部長(新屋敷清志) 議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例につきまして、 提案の理由をご説明申し上げます。

議案の7ページをご覧いただきたいと思います。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方につきましては、先ほどの本会議の中で、高橋副町長から提案の理由をご説明いたしましたとおりでありますが、私からは、次世代育成支援対策推進法の趣旨などを含めましてご説明させていただきたいと思います。なお、一部重複する部分もありますけども、ご理解をいただきたいと思います。

次世代育成支援対策推進法は、我が国における急速な少子化の進行などを踏まえまして、次代の 社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成17年の4月から施 行されております。

この法律は次世代育成支援対策について、基本理念に定めるとともに、国による行動計画策定指 針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ 重点的に推進することを目的とするものであります。 同法律の第8条に規定されております、市町村の行動計画につきましては、国の行動計画の策定指針に則して、5年ごとに当該市町村の事務及び事業に関して、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び推進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活の両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとされておりまして、本町では平成17年3月に前期の計画を策定したところであります。

この前期計画は、来年度の平成21年度を持ちまして、計画期間が終了することによりますことから、平成22年度からの後期計画につきまして、前期計画に必要な見直しを平成21年度中に行った上で、策定することが必要となっております。

また、同法の21条におきましては、地方公共団体は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し、協議をするため次世代育成支援対策地域協議会を組織できることとされております。

前期計画策定の際には、この規定に基づきまして、地域協議会の設置を要綱の方で規定しまして、 その所掌事務を計画策定に係る調査審議といたしまして、その委員の任期については、委嘱の日から計画策定完了の日まで、計画策定の完了の日までとしたところでありますけども、今改定されました国の行動計画策定指針におきましては、行動計画の推進にあたっては、一連の過程が開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域協議会を活用するなど、ということが新たに規定されまして、後期計画の策定のほか、計画の推進、評価にわたって、地域協議会を活用するなど、住民の参画を促進することが求められているところでもあります。

このほか、国の行動計画の策定指針では、行動計画の策定にあたっての基本的な視点としまして、 子供の権利条約の締結国として子供に係る諸々の権利が擁護されるよう施策を推進することが要請 されておりまして、子供の幸せを第一に考え、子供の権利が最大限に尊重されるよう配慮すること が必要とされております。

このようなことから、地域協議会における行動計画の策定に協議に合わせて、子供の権利条例に 関する協議を行うために本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、設置目的を定めるものでありますが、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき地域協議かを設置するとするものであります。

第2条につきましては、地域協議会の所掌事務を定めるもので、第1号では市町村行動計画の策定に関すること、第2号では計画の推進に関すること、第3号では子供の権利に関することなどについて調査審議するとするものであります。

第3条につきましては、地域協議会の組織を定めるものであります。

第1項では、委員の人数を10人以内とし、第2項では委員の構成について、第1号で識見を有する者、2号では公募による者とするものでありまして、第3項では委員の任期を3年と規定するものであります。

次に、第4条につきましては、会長及び副会長の設置について定め、その職務等を規定するものであります。

第5条につきましては、会議について規定するものであります。

次に8ページをご覧ください。

第6条につきましては、地域協議会の庶務を担当する部署を民生部こども課と定めるものであります。

第7条につきましては、委任規定で地域協議会の運営に関し必要な事項は地域協議会が定めると するものであります。

附則において、本条例の施行月日を平成21年4月1日からとするものであります。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

- ○委員長(中野敏勝) 説明が終わりました。これより質疑及び意見をお伺いいたします。 質疑及び意見のある方、挙手をお願いいたします。 牧野委員。
- ○委員(牧野茂敏) 今、部長の説明だと、子供権利条例は、幕別町次世代育成支援対策地域協議会が大きく携わっていくということで理解をしてよろしいですか。
- ○委員長(中野敏勝) 民生部長。
- ○民生部長(新屋敷清志) ここにつきましては、先ほどのですね、議案の7ページの第2条のところで所掌事務を書いてございますけども、その第3号の方でですね、子供の権利に関するということも審議をしていただくということで、合わせてですね、子供権利に関する条例についても、今、町の方で制定する予定でございまして、この条例の制定に向けてですね、この中でも話あっていただくということで考えております。
- ○委員長(中野敏勝) 他に。 増田委員。

○委員(増田武夫) 今のことにも関連するのですが、子供の権利条例、当初、教育委員会で策定するということで、もう本当であればそろそろできていなければならないような時期になっているんですが、教育委員会でもそれなりの準備はしていたんではないかというふうに思うのですよね。

そういうものがどういうふうに引き継がれるのか、町長の所信表明の関係で、広報でもいろいろ自分の権利のことについてというようなお話もあったところなんですが、この子供の権利に関することというのは、任期は3年であるけれども、今年度中に成文にしていきたいというふうに考えているのかどうか、その辺が一点と、それから、前の条例は委員の数が15人以内だったんですけども、この次世代云々の関係も行動計画から、子供の権利条約から、それなりに盛りだくさんの内容になると思うのですが、これが15人でなくて10人にした主な理由はどういうことなのか、それからまた、そうした計画であるとか権利条例をいいものにしていくために、どういうような計画で、さっきと同じなんですが、どのような計画で取り組んでいくのか、以上についてお願いします。

○委員長(中野敏勝) こども課長。

〇こども課長(森 範康) 委員、ご指摘のとおり教育委員会から事務を引き継いだところでありますけども、教育委員会の時代における調査事項につきましては、平成16年とか18年にいろんなことを実施されているんですけども、あらためて今の時点での作業が必要かなというふうに考えているところです。

今回、子供権利条例、子供の権利に関する条例の策定に向けて、作業を進めていく中で、部長が 説明しましたとおり、国の行動計画の中に子供の権利に関することも併せて考えて行きなさいとい うことがありますことから、今回、条例制定をした上で、次世代行動支援計画に合わせた子供の権 利に関することも一緒に町民の皆様とともに考えていきたいということであります。

策定の時期ということのご質問かと思いますけれども、目標としては、新年度中に条例提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、委員の数につきましてですが、先に説明しました、地域福祉計画の委員は15名という

ことになっていまして、今回の次世代の条例につきましては10名となっておりますが、前回の、平成17年3月に策定した時点では、同じ委員の数を要綱で設定しておりました。

今回、条例制定の中で同じ委員の数ということの判断をいたしているところであります。 以上です。

今後の取り組みについて漏れておりましたので説明させていただきます。

現在、次世代の、執行方針、行政執行方針の中でも町長から説明させていただきましたけども、次世代の後期行動支援計画を作るために、782人に対するアンケート調査を行っておりまして、これの集計分析に時間を要するということと、行政自体の計画自体に時間を要すると思われることから、年度早々については、子供の権利条例に関することの、例えば先進地の事例とか幕別町での取り組みなり条例制定に向けた考え方を集中的に考えていっていきたいなというふうに考えているところであります。

その間に委員会の開催に合わせまして、例えば小学生高学年、中学生、例えば今想定しているのは2学年相当の子供たちからも、今自分達が置かれている実態とか、それから将来的に望むこととか、そいういうものについての意見集約、事務的にはアンケート調査ということになろうかと思いますけども、そういう作業を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長(中野敏勝) 増田委員。

○委員(増田武夫) 今、前回が10人だったんで10人という、そういうような答えだったんですけどもね、この子供の権利に関するこの条例なんかも、その上の行動計画もそうなんですが、前の条例と同じように、やっぱり多くの人の意見が反映されて、そして、しかも出来上がったものがこの住民の中に本当に浸透していくということが、特に子供権利条例なんかは必要なことだと思うのですよね。そうした点から言って、はたして10人がね適当な数なのかどうかという点では、ちょっと先の説明だけでは、ちょっと不自由分だと思うのですけども、これは10人にした理由というのがもう一つわかんないんですけども、それと同時に、やはり教育委員会でも、いろんな準備をしていたはずだと思うのでうよね、教育委員会でも既に出来上がっていいなければならないようなスケジュールだったはずだと思うのですよね、だから、そういうものもきちっと受け継いでいく必要があるんでないかというふうに思うのですけれども、その辺の協議はされているのかどうかね、その辺。

○委員長(中野敏勝) 高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 教育委員会からの引き継ぎの部分についてお答をさせていただきますけども、教育委員会の準備段階としましてはですね、教育委員会では権利条例、先進地の事例を研究させていただいていました。

どの程度まで進んだかと言われますとですね、各地、それぞれの市町村で先行実施されています権利条例のいろんな種類がある。その中で、どういった形でうちの町として権利条例を作っていったらいいのか、そういった検討もさせていただきました。そしてさらにはですね、条例を策定するのにどういった経過でこの条例を策定していこうか、これは行政がそのまま主導していくのか、あるいは住民がその条例づくりにどの程度まで参加できるのか、あるいはその中にですね、子供たち自身がどの程度参加していけるのか、そういったものも検討を教育委員会の中で行っておりました。ですから、条例の文言自体、そのものを作る作業は当然行政マンですから、それはやれと思えばすぐできるんですけども、それではなくてですね、この子供の権利条例に関してはあくまでも、策定するための経過の方が重要であると、その重要な中にですね、子供たちを多く参加させなければ、これは意味がないというようなことの意識を持ったとこであります。

それでですね、教育委員会から所管をこの町長部局の方に替えたのが昨年の4月でありますけども、教育委員会では、やったぱり学校教育の部分、幼児教育といえば幼稚園の部分しか教育委員会としては所掌できないことになっておりますので、それではなくてですね、新たにこども課を作ると同時にですね、町の全体の施策としての中で、この権利条例の中で子供たちがいかに係わっていけるかという部分をこの条例の制定に向けての作業の中で進めていきたいという思いで、教育委員会がやってきた部分との、引き継ぎを行って今現在に至っているとという状況でございます。

確かに、作業的には多少遅れている、多少というかだいぶ遅れておりますけども、そういった部分を合わせてですね、これからもやっていきたいと思っております。

それと、私の方からも委員の人数なんですけども、先ほど委員の人数が、じゃ果して何名が適当なのかという論議になろうかと思いますけども、そうではなくてですね、前段で申し上げましたとおり、子供たちの参加がどれだけできるか、子供たちを委員にするということは、たぶん不可能なことだと思いますので、その課長が説明したとおり、途中の経過の中で、小学生、中学生の参加も当然視野に入れているというのがありますので、子供たちの意見をとにかく取り入れたい。あるいは意見を、子供たちにそういったものを質問することによってですね、子供の権利についての意識を芽生えさせたいといいう思いもありますので、そういった部分に力をいれて行きたい。ですから、委員の数、10名でありますけども、多い少ないの論議は置きましてですね、いろんな方に委員としてではなく、子供権利に関しての部分について言えば、参加を求めていきたいという思いでこの子供権利に関しては進めて行きたいというように思っております。

- ○委員長(中野敏勝) 増田委員。
- ○委員(増田武夫) 今の話しにもありましたように、如何に町民の総意の中で、子供も含めた総 意の中でこういうものが作られていくかが、一番大きな課題だと思うので、そういう点では、今言 われたように、子供であるとか、保護者であるとか、そういう人たちの意見が反映されるように、 是非頑張っていただきたいなというふうに思います。
- ○委員長(中野敏勝) 他にありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 無いようでありますので、これで議案第23号の質疑及び意見を終了いたします。

ここで説明員の退席のため暫時休憩します。

(16:06 暫時休憩)

(16:07 再開、説明資料配布)

○委員長(中野敏勝) それでは休憩前に引き続き会議を始めます。

次に議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例及び議案第30号、幕別町総合介護条例の一部 を改正する条例を一括議題といたします。

それでは議案第21号及び議案第30号の説明を求めます。

民生部長。

〇民生部長(新屋敷清志) 議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

提案の理由につきましては、先ほどの本会議の中で、高橋副町長からご説明いたしました通りで ありますが、私からは一部追加をさせていただいてご説明させていただきたいと思います。 本条例につきましては、新年度から介護報酬が3%アップされることに伴いまして、平成21年度から23年度までの第4期計画における65歳以上の皆さん、いわゆる第1号被保険者の皆さんの介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的といたしたもので、国から入ります交付金を原資とする基金を設置しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、基金の設置目的を定めるものでありまして、只今申し上げましたように、 介護報酬の改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するために、本基金を設置するものであります。

第2条につきましては、基金として積み立てる額は、国から交付される介護従事者処遇改善臨時 特例交付金の額と規定するものであります。

交付金の額につきましては、今定例会に平成20年度介護保険特別会計予算補正で提示させていただいた通りでありますけども、1千319万円となっております。

なお、この額には保険料の軽減に係る部分の他に、制度の啓発に係る分も含まれているところで あります。

次に第3条では基金の管理、第4条では運用益の処理、第5条では繰替運用につきましてそれぞれ、基金の一般的な事項について規定をしているものであります。

第6条につきましては、基金の処分について規定するものでありますが、第1号では介護報酬の 改定に伴う、保険料の増加分を軽減する財源に充てる場合、第2号では軽減に係る、広報の啓発や 電算処理システムの整備に充てる場合に限って処分がすることができると規定するものであります。

具体的に申し上げますと、国の基本的な考え方としましては、平成21年度につきましては、介護報酬改定に伴う保険料の増加分の全額を軽減して、平成22年度は増加分の半額を軽減するということによりまして、段階的に保険料を上げていくということを原則としていますけども、そうしながらも平成21年度から23年度までの3年間を平準化して同一の保険料にすることも認めておりまして、どちらを採用するかにつきましては、保険者にであります、保険者であります、市町村の判断に委ねられているところであります。

本町におきましては、保険料が毎年上がっていくことだとか、負担感があることだとか、毎年変動することの周知、理解度などが難しい等を考慮しまして、3年間平準化しまして、同一の保険料で設定をしたいということで、しいていくところであります。

次に議案書の4ページになりますが、第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてでありますが、施行期日を公布の日からと

定めるとともに、この保険料軽減対策は、平成23年度を持って終了いたしますことから、この条例は平成24年3月31日に効力を失い、その基金に残金がある場合は、国庫に返還する旨を規定するものであります。

以上で、議案21号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について提案の理由を ご説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページで、議案説明資料は14ページからになります。

今回の改正の内容につきましては、平成21年度から23年度までの3年間の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の介護保険税率の見直しを行うものであります。

介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用の総額等に 照らしまして、向こう3年間の介護保険料を政令で定める基準に従い、条例で定めるという介護保 険法の規定に基づきまして、幕別町第4期介護保険事業計画を策定いたしまして、今般の保険料改 定の提案に至ったところであります。

介護保険事業計画の策定にあたりましては、幕別町介護保険運営等協議会に諮問させていただき、4回の審議を経て答申をいただいて、その答申に基づきまして、第4期の基準保険料の月額を、現行3,350円から500円アップの3,850円とし、さらにきめ細やかな所得段階と保険料率を設定するために、現行の6段階6区分から8段階9区分に変更するものであります。

先ず、基準保険料の3,850円の算出根拠について、ご説明をさせていただきたいと思います。 先ほどお配りしました、追加の資料で、A4で一枚ものの資料、第1号被保険者の基準保険料を ご覧いただきたいと思います。

これによりまして、基準保険料を算出しておりますけども、これは、第4期の介護保険事業計画から抜粋したものでありまして、第1号被保険者推移につきましては、平成21年度から23年度まで、このように3年間の被保険者、合計しまして20,470人と推計をしているところであります。

また、所得段階別の被保険者数はご覧のとおりの人数となっております。

それで①欄の所得段階別加入割合、補正以後被保険者数ということになりますが、先ほどの第1段階から第8段階の各所得段階に税率を乗じて算定しますと、このような人数が出てまいりまして、3年間合計致しまして①欄の19,417人というところが、第4期の人数としてみています。

②欄をご覧いただきたいと思いますが、標準給付費見込額は、本町の向こう3年間の介護保険サービス給付費の見込でありまして、年々増加をしていきまして、3年間合計しますと、47億8千83万7千346円ということで見込みました。

③欄の地域支援事業費見込額につきましては、介護労働事業だとか要支援者のケアプランの作成などに要する費用であります。

3年合計しますと、6千510万円を見込んでおります。

次に④欄につきましては第1号被保険者負担分ということでございますが、②欄と③欄のサービスを合計しまして、それの20%を負担していただくもので、この額が9億6千918万7千469円となります。

次の調整交付金についてでありますが、これは市町村間において75歳以上の後期高齢者の多い少ない、あるいは所得段階別の被保険者の分布、所得段階が多い少ないによりまして、各市町村間において、保険料に格差が生じますことから、これを是正するため、国から交付金が来ますけども、標準給付費が5%ということになっていますが、これらを超えた分は第1号被保険者の負担分をっ軽減することになりますが、幕別町は全国平均よりも、後期高齢者が多いということや、所得の区分が低いというようなことから、5%よりも、0.8%多く交付されることで見込んでおります。

次に、今⑤欄になりますけども、相当額 5%と来る見込額5.8%の差、0.8%の差が 3年間では 3 千824万 7 千133円が来ることで見込んでおります。

次に⑥欄の財政安定化基金拠出金見込額は向う3年間で拠出はありません。

⑦欄の市町村特別給付費につきましては、介護保険の標準的な給付費の他に市町村が条例で定めるところによりまして、追加できる保険給付でありまして、本町では入浴補助用具、バスマットの購入補助を実施しておりまして、3年間60万円で見込んでおります。

次に⑦欄の次の欄になりますけども、第3期介護給付費準備基金保有額であります。平成20年度の当初におきましては、4千902万1千817円でありますが、先ほど補正予算の方でも、今年度の基金繰入金を1千万円減額させていただきましたけども、その結果ですね、21年度当初の基金保有額

は、約4千150万円となる見込みであります。このうち8欄にありますように、3年間で3千150万円を取り崩して保険料の軽減を図る予定をしております。

1千万円はそのまま、基金の方に保有していきたいというふうに考えております。

次に9欄の介護保険臨時特例基金取崩額につきましては、先ほどご説明いたしました、基金でありまして、国から来るんですけども、保険料軽減分として交付される分が、ここに書いてあります1千185万4千461円でございまして、この分全額を取崩すものであります。

次に⑩欄は保険料収納必要額となりますが、カッコ書きにありますように、計算式がありますように、計算した結果、8億8千818万5千875円が必要となってまいります。

この必要額を確保するために賦課をするんですけども、この賦課額を算定したのが、⑪欄の保険料賦課額で収納率99%と見込みまして合計で8億9千715万7千449円を賦課するものであります。

この①欄の賦課額を①欄の補正後の被保険者数、賦課額を被保険者数で割り返したものが②欄となりまして、100円未満を整理した結果、③欄の4万6 千200円となりまして、月額にしますと、④欄にあります、3,850円となるものであります。

第3期では月額の3,350円でありましたので、500円の増、率では14.9%の増となるものであります。

また、準備基金の取り崩しによる軽減効果でございますが、これが月額で138円となります、さらに国からの臨時特例基金の取り崩しにつきましては、月額で50円、合わせて月額で188円が基金を取り崩したことによる軽減効果となっております。

以上で3,850円の算出した経過というのを説明しました。

次に、17ページ、議案説明資料の17ページの方をご覧いただきたい思います。

先ほど副町長からの説明がありましたけども、再度、説明させていただきたいと思いますけど、 左の欄が第3期の計画の欄で右の欄が第4期の計画ということになります。

保険料算定する際の所得段階についてでありますが、先ほど申し上げましたとおり、第3期では 6段階6区分でありましたものを、今度は、8段階9区分に改めるとするものであります。

なお、条例の文言上では段階という表現にはありませんけども、説明の都合上、段階という表現 を使わせていただいております。

第3期との変更点を申し上げますと、第4段階の対象者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方については、介護保険法施行令によりまして、特例で現行の算定基準が1.0となっていますのを0.9に軽減、また、第3期の第5段階の対象者のうち、合計所得金額125万円未満の方については、現行の算定基準1.25を1.15に軽減しようとするものであります。

このような軽減措置につきましては、平成17年度に税制改正が行われまして、その為に、保険料の激変緩和措置を行ってきているわけでございますけども、これは平成20年度で終了することに伴い、今回、新たにこの段階として設定をするものであります。

また、所得に応じた負担を求めているく観点ということから、所得に応じてですね、第3期の6 段階の対象者のうち、合計所得金額が500万円以上、一番多い、下の欄でございますけども、500万 円以上の方については、少し多くしていただこうということで、算定基準を1.5から1.75にしたいと するものであります。

基準保険料月額の、一番上にあります3,850円としまして、年額を46,200円に改めますことによりまして、所得段階ごとの結果は、第1段階の人たち、それから第2段階の人たちは、第3期より3,000円ほど高くなります23,100円となります。

第3段階については、4,500円増の34,600円、第4段階の特例に該当する方、1,300円増ということになりまして41,500円、特例に該当しいない方は6,000円増の46,200円、第5段階の人は2,900円増の53,100円、第6段階は7,500円増の57,700円、第7段階は9,000円増の69,300円、第8段階はちょっと大きくなりまして、20,500円増の80,800円となるものであります。

次に議案説明資料の14ページにお戻りをいただきたいと思います。

第7条で保険料率を定めておりますけども、改正条例の第1号から、右側の改正条例になりますけど、第1号から次のページの第8号までが所得段階の第1段階から第8段階に該当するものであります。ただいま説明した内容に改めるものでああります。文言にしておりますけども、説明省略させていただきます。

次に第9条の第3項になりますけども、第7条の改正に伴いて、所要の改正を行うものであります。

それから第13条になりますが、これにつきましては、文言の整理を行うものであります。

次の16ページにあります、附則についてでありますが、第6条になりますが文言の整理を行うものであります。

それから附則の第7条では、先ほど説明いたしました第4段階の特例規定を追加するものであります。文書に表現しているところであります。

次に議案書の16ページをご覧いただきたいと思います。

附則にありますが、施行期日は平成21年4月1日からとし、第2項におきましては、平成20年度 以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとする経過措置を規定するものであります。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長(中野敏勝) 説明が終わりました。

これより質疑及び意見をお伺いいたします。

質疑及び意見のある方は挙手をお願いいたします。

増田委員。

○委員(増田武夫) 国の方でも基金に積むのが1,319万円でね、本当に微々たるものしかあれしないで、大変なことなんですが、この基金を作るという点では異論はないところですが、今回こういう形で500円の引き上げということになるわけでなんですが、この第8段階9区分に分けるという点ではそれなりの配慮だということで、評価したいと思うのですが、200万から500万までとは全然こう変わらない、ここにもう一つ、分かれ目があってもいいいんではないかという気もするんですが、そういうことは別にして、毎度申し上げることですけども、非常にお年寄りなどの年金額なんかも非常に低いということ、どうしてもこれが引っかかるわけなんですよね、第1段階の人、23,100円で3,000円アップになるということになるんですが、生活保護なんかをね、受けておられる方はそれなりの手当てもあるんだと思うのですが、しかし、今、生活保護の水準の人がみんな生活保護を受けているのかといったら、そうではないんですよね。これはやっぱり、生活保護以下の収入しかないけども、生活保護は受けていないという人は、本当にたくさんいると思うのです。そういうことを考えると、やはりなんだかの形で、一般会計からの繰入だとかそういうものを通じて、減免のこの制度を作ることがどうしても必要でないかと思うのですよね、国の見解はいろいろあると思うのですが、保険料の減免制度を作るということにはならないのかどうか、それを一点お聞きしておきたいと思います。

○委員長(中野敏勝) 保健課長。

○保健課長(羽磨知成) 常々言われていおります、保険料と減免制度のことでございますけども、これまで答弁にはないんですが、やはり、介護保険制度を継続的に実施していくためには、そこに全員、みんなで保険料を負担するという考えが先ず大原則でありまして、もし、今、委員仰られたようにですね、一部の方の一律減免をすることになると、その分はやはり他の被保険者がその保険料を負担するという、この原則はやっぱり守っていきたいなというふうに考えております。

それと、一般財源の繰入なんですが、確かに保険者の中にはそういうことをやっておられる保険者、いわゆる市町村ございます。全体で、私どもに回っている数字では60団体位の保険者は一般財源を繰り入れていることをやっているというふうに聞いていますが、やはり、国としては好ましくないことであると。全員で負担していくということを維持していくべきだというのは基づいておりまして、私どもも、このことについては現在のところは順守してまいりたいというふうに考えております。

#### ○委員長(中野敏勝) 増田委員。

○委員(増田武夫) 国はそういうことを以前から言っているんです。今言われてようなことでね、だけど現実の問題をね、よく考えてみると、やはりね、おい先短い人でね、収入の少ない人が、やはり掛け金をあまり収入がなくとも払わなくてはならんと、しかも、介護を受けるときはまた利用料を払わなければならんと、最後までそうやってお金の心配をしながら亡くなっていかなければならないというのは本当にね、無くしていかなければならないことだと思うのです。そういうことを考えると、60団体はやっているということなんでけどもね、そうは言うけども、我が町はやはり、本当に十分負担していく能力がある人は別なんですけども、やはり大変な人にはですね、減免、免ずるところまでね行くべくいだというふうに、減だけでなくて免までいくべきだというふうに思うのですよね、もしそれが、直接会計に、一般会計から振り込むことが、やっぱり国の手前もあってやりたくないんだとということであれば、やはり福祉の予算でやはり一番大変な人を支えるというね、そういう予算をなんとか工面して、持つべきだと、そういうふうに思うのですけども、どうでしょうかね。

## ○委員長(中野敏勝) 民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) これも前から言われていることでございまして、ペナルティーがあるのではないかと言われているんですけども、そのペナルティーについては私たちも把握していないので、そのままやっているのかなと思いますけども、確かに先ほど課長の方からも申し上げましたように、一番下の人ですと、月額でですね、この額でいくと、1,925円ぐらいの負担になっていくんですけども、年金の少ない方もいらっしゃいますし、80万円以下の月額となると十何万でしょうかね、十万もいかないので、その中から引かれるのは大変だと思うのですけども、制度的にですね、このようになっていますので、私たちもこれについては守っていかなければだめだということと、それと今、この度ですね、介護保険等事業計画の委員からの付帯意見として国の負担分をもう少し上げていくべきだということで意見も頂いておりますので、今後そういうことができるかどうかですね、町村としてまとまって国の方に意見ができるかどうか研究してまいりたいと思います。

### ○委員長(中野敏勝) 増田委員。

○委員(増田武夫) これね、介護保険もあるし、後期高齢者のあれもあるしね、本当にね、少ない年金でしている人たちのその思いというのは大変なことなんです、よくいろんな意見を聞きますけどもね、やっぱりそのことを、やはりいかに地方の自治体が支えていくかということは、これからますますそういう格差が広がっていくという状況の中でね、一番大きな課題でだというふうに思

うのですよね、やっぱりそういうことを考えると、やはり、そういう負担能力のない人については ね、町で助けるといった場合に、それはうまくないという町民はね、おそらくいないと思うのです よね、やはりね、そういう町民の優しさというか、そういう思いにもね答えて町政はそういう点に もね心を砕くべきたというふうに思うのですよね。そういう点もありますのでね、今後も是非とも その辺は留意していただきたいなというふうに思います。

- ○委員長(中野敏勝) 他に何かありませんでしょうか。 牧野委員。
- ○委員(牧野茂敏) 他の町村というわけではないんですけども、ちなみにどこも予算で介護保険が出てますよね。これは幕別町はどれくらいの位置に今改正されればですよ、なってるのかわかればお聞きしたいと思います。管内で。
- ○委員長(中野敏勝) 保健課長。
- ○保健課長(羽磨知成) 現行に基づいては管内19市町の下から5番目、上から15番目くらいでございますけども、今私どもの持っている情報では、今のところ、10番目、19市町村のうち10番目の金額となり、ちょうど真ん中ぐらいになるかと思っております。
- ○委員長(中野敏勝) 他に何かありますか。(なしの声あり)
- ○委員長(中野敏勝) ないようでありますので、これで議案第21号及び議案第30号の質疑及び意見を終了いたします。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

(16:36 暫時休憩)

(16:37 再開)

○委員長(中野敏勝) 休憩をといて会議を開きます。

このまま会議を続けてもよろしいですか。

牧野委員。

- ○委員(牧野茂敏) どうですか、疲れているようですし、どのみち全部は終わらないんであれば、 継続で時間が作れる時にどんなもんでしょうか。
- ○委員長(中野敏勝) 継続審議を求める声が出たんですけども、継続審査という形で進めてよろ しいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) 継続審査といたします。

継続審査となりました議案のですね、次回の委員会は13日の14時からということで再開したいと 思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) それでは13日の14時より再開いたします。

これを持って本日の委員会は延会といたします。

(16:41 延会)